



新潟市子ども条例改正（案）に対するご意見及び市の考え方

No.	意見箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	第 17 条	<p>「市長の付属機関として、新潟市子どもの権利推進救済委員」を置くことは大いに賛成。</p> <p>しかし、行政の単なる付属機関でなく、市民や子ども本位の独立した機関となることを望む。</p>	<p>市の付属機関として位置づけつつ、子どもの権利侵害等に対し、公正かつ適正に職務を遂行していくこととしています(第 21 条)。</p> <p>また、市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し独立性を尊重し、積極的に協力することとしています(第 22 条)。</p>	無
2	第 23 条	<p>救済委員の職務の遂行を補佐するため、新潟市子どもの権利相談・調査専門員を置くことは賛成。</p> <p>しかし、専門員としての資質のある人を委嘱してほしい。そのためには、いじめ、虐待が激増している現状を踏まえ、研修等を十分行ってほしい</p>	<p>救済委員の職務を補佐する専門員は、子どもからの相談を直接受ける者であり、児童福祉や子どもの権利に関し優れた識見を有する者である必要があります。このため、適切な人材を配置し、研修等を経て子どもからの相談にしっかりと対応していける体制を構築していきたいと考えています。</p>	無
3	その他	<p>「子ども会議」等を設けて、子どもの目線で救済できるシステムが必要だと思う。</p>	<p>子どもからの権利侵害の相談に対し、まずはしっかりと話を聞き、子どもの立場に立ってその子どもの最善の利益が図られるよう対応することが重要であると認識しています。</p> <p>また、子どもの意見表明の取組とも連携を図りながら、子どもの権利救済の運用に子どもの意見を反映していきたいと考えています。</p>	無